

## 5 . 寄付金等取扱規程

### ( 目的 )

第1条 この規程は、定款第7条第4項の規定に基づき公益財団法人とうきゅう環境財団(以下「本財団」という。)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### ( 定義等 )

第2条 この規程において、次の各号に掲げた用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄付金 個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金

(2) 特定寄付金 個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### ( 一般寄付金の募集及び使途 )

第3条 本財団は、常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、本財団の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても寄付金額の50%以上は公益目的事業に使用するものとする。

### ( 特定寄付金の募集及び使途 )

第4条 本財団は、常時特定寄付金を募ることができる。

2 前項の寄付金については、全額を寄付者の特定した使途に使用する。

### ( 受入基準 )

第5条 寄付金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に規定する者以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄付金の受け入れに起因して、本財団が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

### ( 受領書等の送付 )

第6条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本財団の事業に関する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

### ( 情報公開 )

第7条 本財団が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

(付則)

1. この規程は、平成22年12月7日から施行する。